

令和5年(2023年)第3回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月22日(水) 午後2時00から午後2時25分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木 隆志			
会長職務代理者	7番	大野 智美			
委員	1番	大田 和広	2番	大橋 敏範	
	3番	佐藤 寿恵	4番	長井 修	
	5番	久保 正人	6番	笹塚 成之	
	8番	高橋 洋	9番	茶谷 久登	
	10番	芳賀 修一	11番	大道 正幸	

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について
- 第 5 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用について
- 第 6 報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 7 報告第4号 農業経営改善計画の認定について
- 第 8 報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
- 第 9 議案第1号 令和5年度の活動目標について
- 第10 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第11 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 佐藤 篤

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年、第3回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

4番 長 井 修 君 5番 久 保 正 人 君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和5年、第2回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について」の件、

日程第5、報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用について」の件、

日程第6、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件、

日程第7、報告第4号「農業経営改善計画の認定について」の件、

日程第8、報告第5号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件、

5件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

平成25年に賃貸借を結んだ、解除条件付き賃貸借について、利用状況報告があり、適正に利用されておりますので、報告します。

位置図は、5ページに添付しております。

以上、報告第1号の説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読・説明】

所有者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が鉄道を建設するための鉄道用地を転用する場合は、農地法施行規則第53条第8号の規定により許可不要となっております。図面は、7ページに添付しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読・説明】

1件の報告がありました。法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。

要件確認書は、9ページに添付しております。

以上、報告第3号を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読・説明】

農業経営改善計画に1件の協議があり、総会にかける時間の余裕がなかったことから、会長専決処分といたしました。現経営者が法人化したため新規で申請されたもので内容については適正であると認められるものでした。

詳細な計画内容について11ページから14ページに添付してあります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

【事務局 報告第5号の朗読・説明】

1件の報告がありました。

昨年10月に許可となった事案で、許可後降雪のため転用許可となった事業展開ができず進捗0%です。

3月13日時点の写真が13ページに添付されており、積雪のため未着手が確認できます。

融雪を待つて事業着手を予定しております。

以上、報告第5号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第5号を報告済とします。

日程第9、議案第1号「令和5年度の活動目標について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

事務局

最適化活動の目標については、先月の協議会でお示ししたとおりです。

10日間の活動をするということで目標としています。会合などでの日頃の会話の中での相談も活動実績になりますのでメモ等をとって事務局に報告をお願いします。

本年度から農地法の改正により、目標設定の期日が定められました。そのことによって毎年4月1日までに目標設定が必要となったことによる本総会での決定のための審議をお願いいたします。

令和5年度の目標を18ページから20ページに、令和4年度の目標との対照表を21ページから24ページにつけておりますのでご覧ください。

以上で議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「令和5年度の活動目標について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「令和5年度の活動目標について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

事務局

本案につきましては、農家住宅を建てたいとの申請です。

農地法第4条調査書を26ページから29ページに、地積図を30ページに、求積図を31ページに、土地利用図を32ページに、建築図面を33ページから35ページに、位置図と周辺農地図面を兼ねる図面を36ページに添付しております。

転用する農地は、既存の住宅と倉庫が建つエリアと道々との間に位置し新築する計画となっております。

申請農地については、10ha以上の集团的農地であり1種農地と判断しております。また農振農用地区域に入っておりますが、3月10日告示を行い除外となっております。

申請建物の周りの北西側は堆雪場、北東と南西側は除雪通路、南東側を駐車スペースとして利用する計画です。周辺の農地以外の土地には倉庫や現住宅が建築されており、ほかに適当な場所が無く26ページの調査書下段にあるとおり、転用はやむを得ないと考えます。

以上で議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

次の議案第3号については、笹塚委員の関係者が係わる案件が含まれております。また、高橋委員に関する案件が含まれておりますので、議案第3号審議中、笹塚委員と高橋委員は議事に参加しないでください。

日程第11、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

事務局

本案については、利用権の新規設定が4件、利用権の再設定が12件、合計16件で、農用地利用集積計画の総面積は、301,967㎡となっております。

1番から7番と9番から13番の12件の利用権の再設定は従前の内容をほぼ引継ぐこととなっており、期間と金額の変更はありませんが、9番から11番の3件については、これまで個人名義で賃貸借していたものが、農業法人となったことによる賃借権の移転が伴っております。

8番は、経営規模拡大を行うため、利用権を新規に設定するもので、期間は5年間、10aあたり7,000円です。

14番から16番は、経営規模拡大を行うため、利用権を新規に設定するもので、期間は2年間、10aあたり7,000円です。

なお、調査書は、42ページから55ページに、位置図は、56ページから71ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和5年、第3回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月22日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 4 番 長 井 修

署名委員 5 番 久 保 正 人